

手術用顕微鏡を用いた根管治療の保険点数

- 手術用顕微鏡を使用して根管充填処置を行う際には、歯科用3次元エックス線断層撮影装置を用いて得られた画像診断結果を用いて根管治療を行う。
- 手術用顕微鏡を使用して、4根管又は槌状根に対して加圧根管充填を行った場合、手術用顕微鏡加算として評価する。
- 手術用顕微鏡加算に関する施設基準届出を行っている歯科医療機関は、3,388件（平成30年7月1日）。
- 手術用顕微鏡を用いた加圧根管充填処置の算定回数は、1,511件（平成30年度社会医療診療行為別統計）。

【加圧根管充填処置】

1 単根管	136点
2 2根管	164点
3 3根管	200点
手術用顕微鏡加算	400点

（参考） 手術用顕微鏡を用いた根管治療

【根管治療とは】

- 根管治療とは、う蝕（むし歯）が歯の神経に達した為、歯の神経を除去し、根管（歯の神経が通っている管）を封鎖する根管充填までの一連の治療過程を言う。
- 根管数については、歯の種類により異なるが、大白歯（奥歯）において、治療の難易度が高い4根管以上の歯が約3割存在している。

【根管治療の流れ】

- ①歯髄の除去、もしくは古い根管充填材を除去する。
- ②根管内の清掃、消毒、貼薬を行う。
- ③清掃、消毒された根管内の再感染を防ぐ為、根管充填材を詰めて、閉鎖する。

手術用顕微鏡を用いた治療の評価

手術用顕微鏡加算の対象拡大⇒手術用顕微鏡を用いた根管充填処置等について、対象を見直す。

現行	
【加圧根管充填処置（1歯につき）】	
1 単根管	136点
2 2根管	164点
3 3根管以上	200点
【算定要件】	
3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、4根管又は槌状根に対して歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて、根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別算定できる。	
現行	
【根管内異物除去（1歯につき）】	150点
【算定要件】	

改訂後	
【加圧根管充填処置（1歯につき）】	
1 単根管	136点
2 2根管	164点
3 3根管以上	<u>208点</u>
【算定要件】	
3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関において、歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として400点を所定点数に加算する。なお、歯科用3次元エックス線断層撮影費用は別算定できる。区分番号1021に掲げる根管内異物除去の注に規定する手術用顕微鏡加算を算定している場合は算定できない。	
改訂後	
【根管内異物除去（1歯につき）】	150点
【算定要件】	
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保健医療機関において、歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管内異物除去を行った場合、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。なお、歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別算定できる。	